

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成二十八年七月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
宇賀コミュニティセンター	三次市甲奴町小童 1217 番地 1	平成 28 年 2 月 10 日
庄原市上重行集会所	庄原市川北町 1431 番地 3	平成 28 年 4 月 1 日
東広島市安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津 4423 番地	平成 28 年 4 月 20 日
戸野コミュニティホーム	東広島市河内町戸野 1097 番地 1	平成 28 年 4 月 20 日
東広島市中央生涯学習センター	東広島市西条栄町 7 番 48 号	平成 28 年 4 月 20 日